

報告第2号

平成30年3月9日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月9日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月9日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 AGF 鈴鹿陸上競技場改修工事
- 2 変更後の契約金額 185,647,680円
(変更前の契約金額 177,876,000円)